

豊橋市委託業務成績評定及び通知要領

（趣旨）

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事に係る委託業務の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（評定の対象）

第2条 評定の対象は1件の契約金額が100万円を超える委託業務（物件調査、不動産鑑定、除草等の業務、監理委託業務及び災害時の緊急業務等は除く。）とする。

（評定の内容）

第3条 評定は表－1及び表－2の評価項目について行うものとする。

（評定者）

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、豊橋市委託業務検査要綱第2条に定める検査員及び豊橋市委託業務監督要領第2条に定める監督員とする。

（評定の時期）

第5条 評定は、検査員にあっては完了検査ごとに、監督員にあっては業務の完了のときに行うものとする。

（評定の方法）

第6条 評定は、豊橋市委託業務検査要綱別表1（以下「評定表」という。）により、業務ごとに行うものとする。

2 前項の規定により作成する評定表の適用区分等は次のとおりとする。

- (1) 別表1その1は概略、予備、詳細設計業務に適用し、別表1その4、別表1その5、別表1その6に適用しない業務において適用する。
- (2) 別表1その2は測量作業、地質調査、単純調査（高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理や資料収集等の業務をいう。以下同じ。）等の業務に適用する。
- (3) 別表1その3は計画及び調査、解析業務で、単純調査以外の業務に適用する。
- (4) 別表1その4は意匠、構造及び建築設備を含んだ総合設計業務に適用する。
- (5) 別表1その5は構造、電気設備及び機械設備のいずれかひとつの設計業務に適用する。
- (6) 別表1その6は構造、電気設備及び機械設備の2つ以上の設計業務に適用する。
- (7) 対象業務が複数にまたがる場合は、業務の目的、金額等を勘案し、主たる業務の評定表を適用することを原則とする。

（委託業務成績評定表等の提出）

第7条 検査員は完了検査の評定を行った後、遅滞なく業務担当課（室）長に、豊橋市委託業務検査要綱様式第1、評定表及び項目別評定点（様式1）（以下「委託業務成績評定表等」という。）を提出するものとする。

（評定結果の通知）

第8条 業務担当課（室）長は、検査員から委託業務成績評定表等の提出があったときは、遅滞なく当該業務の受託者に対して、豊橋市委託業務検査要綱様式第7に様式1を添付し、通知するものとする。

(説明請求)

第9条 豊橋市委託業務検査要綱第10条第2項により通知を受けた受託者は、豊橋市入札、契約の過程に係る苦情処理の手続要領により、市長等に対して評価についての説明を求めることができる。

2 第1項の規定による書面の提出先は、業務を発注した担当課(室)とする。

(評価の修正)

第10条 評価者又はこれに準ずる者は、第8条による評価結果の通知後において、次の各号のいずれかの事由により、委託業務成績評価表等の評価を修正する必要があると認めるときは、当該業務評価を修正することができる。

- (1) 評価結果の通知後、当該業務における受託者に起因する事故等が判明した場合
- (2) 成果目的物に契約不適合が存在した場合であって、契約約款の規定に基づいて履行が追完され、報酬が減額され、又は損害が賠償された場合
- (3) 評価の錯誤等により、委託業務成績評価表等の評価の修正が必要であると認められる場合
- (4) 豊橋市入札、契約の過程に係る苦情処理の手続要領第4(3)に規定する再苦情申立てへの回答による場合

2 業務担当課(室)長は、評価が修正されたときは、遅滞なく当該業務の受託者に対して評価結果を委託業務成績評価通知書(修正)(様式2)に項目別評価点を添付し、通知するものとする。

(評価結果の報告)

第11条 業務担当課(室)長は、第8条又は第10条第2項による通知後、評価表の写しを契約検査課長に送付しなければならない。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(豊橋市委託業務成績評価要領の廃止)

2 豊橋市委託業務成績評価要領は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行の日前に公告が行われた業務については、なお従前の例による。

表-1

評価項目		設計業務		測量、地質、単純業務		調査、計画業務	
		監督員	検査員	監督員	検査員	監督員	検査員
専門技術力	提案力、改善力	○	/	○	/	○	/
	業務執行技術力	○	○	○	○	○	○
	施工時への配慮	○	/	/	/	/	/
	コスト把握能力	○	/	/	/	/	/
管理技術力	工程管理能力	○	/	○	/	○	/
	品質管理能力	○	/	○	/	○	/
	迅速性、弾力性、調整能力	○	/	○	/	○	/
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性	○	○	○	○	○	○
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	○	/	○	/	○	/
成果品の品質		○	○	○	○	○	○
所見		○	○	○	○	○	○

※ ○印について評定する。

表-2

評価項目		建築設計業務		設備設計1業務		設備設計2業務	
		監督員	検査員	監督員	検査員	監督員	検査員
業務の実施能力	業務の実施体制	○	/	○	/	○	/
	管理技術者の能力	○	/	○	/	○	/
	主任担当技術者の能力	○	/	○	/	○	/
業務の実施状況	業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価	○	/	○	/	○	/
	調整及び説明、対応の迅速性	○	/	○	/	○	/
	与条件の理解、業務への反映（設計提案）	○	/	○	/	○	/
業務目的の達成度	業務目的の達成度	○	○	○	○	○	○
	課題への対応	○	○	○	○	○	○
所見		○	○	○	○	○	○

※ ○印について評定する。

(様式1)

項目別評定点 [設計]

受付番号

課名

業務名

業務場所

受託者

評価項目		評定点	／	満点
専門技術力	提案力、改善力		／	8.3 点
	業務執行技術力		／	16.7 点
	施工時への配慮		／	4.2 点
	コスト把握能力		／	4.2 点
管理技術力	工程管理能力		／	8.3 点
	品質管理能力		／	8.3 点
	迅速性、弾力性、調整能力		／	4.2 点
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、 協調性		／	4.2 点
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観		／	8.3 点
成果品の品質			／	33.3 点
評定点合計			／	100 点

※評定点の合計については、小数点以下を切捨てし、整数で表示する。

(様式1)

項目別評定点
[測量、地質、単純]・[調査、計画]

受付番号

課名

業務名

業務場所

受託者

評価項目		評定点	／	満点
専門技術力	提案力、改善力		／	9.5 点
	業務執行技術力		／	19.1 点
管理技術力	工程管理能力		／	9.5 点
	品質管理能力		／	9.5 点
	迅速性、弾力性、調整能力		／	4.8 点
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、 協調性		／	4.8 点
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観		／	9.5 点
成果品の品質			／	33.3 点
評定点合計			／	100 点

※評定点の合計については、小数点以下を切捨てし、整数で表示する。

(様式1)

項目別評定点
[建築設計]・[設備設計1]・[設備設計2]

受付番号

課名

業務名

業務場所

受託者

評価項目		評定点	
加算・減算点	業務の実施能力	業務の実施体制	点
		管理技術者の能力	点
		主任担当技術者の能力	点
	業務の実施状況	業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価	点
		調整及び説明、対応の迅速性	点
		与条件の理解、業務への反映（設計提案）	点
	業務目的の達成度	業務目的の達成度	点
		課題への対応	点
	加算・減算点合計（加算点の上限は35点）		点
基準点		65点	
評定点合計（満点は100点）		点	

※評定点の合計については、小数点以下を切捨てし、整数で表示する。

(様式2)

第 号
年 月 日

様

発注者 _____

委託業務成績評定通知書（修正）

貴社が履行した委託について、豊橋市委託業務成績評定及び通知要領第10条第1項の規定により、成績評定を下記のとおり修正したので、同条第2項の規定により通知します。

記

業 務 名			
業 務 場 所			
受 託 者 名		契 約 日	年 月 日
契 約 金 額	円	期 間	着 手 年 月 日
			完 了 年 月 日
完 了 検 査 日	年 月 日	完 了 日	年 月 日
成 績 評 定	評 定 点	点	
修 正 理 由			

